

第八十一回帝國議會 衆議院

市制中改正法律案外四件委員會會議錄(速記)第十四回

昭和十八年二月二十六日(金曜日)午前十一時二十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 古屋 慶隆君

理事伊藤 五郎君

理事佐藤洋之助君

理事圖師 兼貳君

卯尾田毅太郎君

大倉 三郎君

加藤 宗平君

柏原 幸一君

小柳 牧衛君

土屋 寬君

中越 義幸君

仲西 三良君

西村 茂生君

原口 純允君

二田 是儀君

松延彌三郎君

森田 正義君

森谷 新一君

吉田貞次郎君

出席國務大臣左ノ如シ

內務大臣 湯澤三千男君

出席政府委員左ノ如シ

內務次官 山崎 巖君

內務省地方局長 古井 喜實君

內務書記官 中島 賢藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市制中改正法律案(政府提出)

町村制中改正法律案(政府提出)

府縣制中改正法律案(政府提出)

北海道會法中改正法律案(政府提出)

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案(政府提出)

○古屋委員長 是ヨリ開會致シマス、此ノ頃内ノ質問應答ニ依ツテ、大イニ明カニナツタ點モアリマスガ、尙ホ少シ注意ヲシナケレバナラナイ點モアリマスカラ、此ノ場合合私ガ諸君ノ總意ヲ代表致シマシテ、內務當局ニ御質疑ヲ致シタイト思ヒマス

第一ノ御尋ネ、市制第七十三條第四項ノ市長ノ補充選任ニ關スル規定ニ關シテハ、大イニ論議ノアツタ所デアリマスカラ、本規定ノ運用ニ付キ、此ノ際改メテ內務大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス

○湯澤國務大臣 御答ヘテ致シタイト存ジマス、本規定ハ實際上ノ已ムヲ得ザル必要ニ基クモノデアリマスノデ、本規定ノ運用ニ付キマシテハ、特ニ慎重ヲ期スベキモノデアルト考ヘテ居リマス、先ツ本規定ニ於キマシテ「內務大臣ノ指定スル期日」トアリマス點ニ付キマシテハ、原則トシテ一箇月ノ期間ハ、之ヲ確保スル取扱例ヲ確立致シタイト考ヘデアリマス

次ニ本規定ノ發動ニ付デアリマスカラ、本規定ハ市會ノ情勢上容易ニ其ノ議ガ纏マル見込ガナク、相當期間ニ互ツテ市長ノ曠缺ヲ來スコトガ明瞭ニ看取セラレルガ如キ場合ニ、之ヲ働カスベキモノデアルト考ヘマス、隨テ本規定ハ、市會ガ指定ノ期日マデニ候補者ノ推薦ヲサナナイカラト云ツテ、

直チニ之ヲ働カスト云フモノデハナク、更ニ市會ニ對シ催告ヲナス等最善ノ處置ヲ講ジタル上、之ヲ發動スル取扱ト致シタイト考ヘデアリマス、之ヲ要スルニ政府トシテハ、出來ル限リ市會ヨリ候補者ノ推薦アルコトヲ期待シ、左様ニ仕向ケル考ヘ方ヲ以テ、是ガ運用ニ當リタイト考ヘマス(拍手)

○古屋委員長 モウ一ツ御尋ネヲ致シマス、市町村長ノ解職ニ關シ、其ノ事由ヲ命令等ヲ以テ列舉シテ規定シ得ナイモノデアルカ、此ノ邊ニ關スル內務大臣ノ御所見ヲ承リタイト、尙ホ市町村長ノ解職ニ關スル規定ノ運用ニ關シテハ、大イニ論議ノアツタ所デアリマスカラ、此ノ際改メテ內務大臣ノ御所見ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○湯澤國務大臣 御答ヘ致シマス、市町村長ノ解職ノ事由ヲ、法令ノ形式ヲ以テ列舉シテ規定スルコトハ、技術的ニ困難デアルト思ヒマス、就キマシテハ內務省トシテハ、是ガ取扱例ヲ確立シ、而シテ地方廳ニ對シテハ、依命通牒等ノ方法ヲ以テ、遺漏ノナ

付託議案

市制中改正法律案(政府提出)(第五號)

町村制中改正法律案(政府提出)(第六號)

府縣制中改正法律案(政府提出)(第七號)

北海道會法中改正法律案(政府提出)(第八號)

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案(政府提出)(第九號)

日滿地方稅徵收事務共助法案(政府提出)(貴族院送付)(第五九號)

明治四十年法律第二十五號廢止法案(樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件)(政府提出)(貴族院送付)(第六〇號)

大正九年法律第五十三號中改正法律案(關稅法關稅定率法及保稅倉庫法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)(貴族院送付)(第六一號)

イヤウニ通達致シタイ考ヘデアリマス、而シテ解職ハ最モ慎重ヲ期スベキ事柄デアリマスルカラ、眞ニ已ムヲ得ナイ場合ノ外、是ガ規定ノ運用ヲナサナイ方針ヲ採ル考ヘデアリマス、隨テ其ノ事由トシテハ、曩ニ本委員會ニ於テ申述ベマシタ如ク、例ヘバ一、市町村長ガ犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ市町村民ノ信望ヲ失フニ至ツタトキ

翼賛政治會ヲ代表シテ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、本案運用ニ當リマシテ問題トナツテ居リマス市町村長ノ選任解職ノ點ニ關シマシテハ、只今委員長ヨリ委員會ヲ代表シテ御質問ニ相成リマシタ、之ニ對シ内務大臣ヨリ御辯明ヲ得マシタノデ諒承致シマシタ、何卒是ガ運用ニ當リマシテハ、十分慎重ヲ期セラレルヤウ御願ヒ致シマシテ、本案ニ贊成ヲ致スモノデアリマス(拍手)

○古屋委員長 大倉君

○大倉委員 私ハ茲ニ本案ニ贊成セントスル者デアリマス、田中伊三次君、原口純允君、中谷武世君及ビ私ノ四名ハ、本案ニ關シ、第一點、市町村長ノ選任ニ付テハ市町村會ニ其ノ選任權ヲ保有セシムルコト、第二點、町村長ノ解職ニ付テハ之ガ規定ヲ必要トセザルコト、第三點、市町村會ノ權限ハ之ガ縮小ヲナサザルコト、以上ノ三點ノ修正ヲナスコトガ、我が國自治ノ根柢ニ培フコトトナルト云フ信念ヲ持ツテ參ツタノデアリマスルガ、既ニ翼賛政治會ニ於テ、原案可決スベシト確定シタノデアリマスシ、且ツ内務大臣ノ御言明モアリマスノデ、私達四名ハ茲ニ釋然トシテ此ノ原案ニ贊成致ス次第デアリマス(拍手)

○古屋委員長 討論ハ終局致シマシタ

是ヨリ採決ヲ致シマス、各案トモ原案ニ贊成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○古屋委員長 起立總員、滿場一致各案ハ何レモ原案ノ通り可決致シマシタ(拍手)

最後ニ委員長トシテ一言御挨拶致シマス、本法案ガ本委員會ニ移サレマシテカラ、既ニ十數回ノ委員會ヲ開キマシテ、凡ユル角

度カラ連日御檢討下サツタト云フコトハ、私ノ非常ニ欣幸トスル所デアリマス、而モ御研究ノ結果、小異ヲ棄テテ大同ニ歸シテ、滿場一致原案ヲ可決セラレタト云フコトニ至ツテハ、委員會トシテハ稀ニ見ルベキ好結果デアリマシテ、私乏シキヲ委員長ノ職ニ受ケテ居ル者ト致シマシテハ、洵ニ満足ニ堪ヘナイノデアリマス、連日ノ諸君ノ御勞苦ヲ謝シテ、是デ散會致シマス(拍手) 午前十一時三十六分散會

三、市町村長ト市町村會トノ間著シク圓滿ヲ缺キ而モ市町村長ヲ辭職セシムルヲ相當トスルトキ
四、其ノ他右ニ準ズルガ如キ著シク在職ヲ不適當トスル事由ガアツタトキ
ノ如キモノヲ考ヘテ居ルノデアリマス、尙ホ町村長ノ解職ハ、府縣知事ノ行フ所デアリマスルカラ、此ノ趣旨ヲ明瞭ニ府縣知事ニ通達スルコトハ勿論、府縣知事ガ町村長ノ解職ヲ行ハントスルトキハ、豫メ内務大臣ニ稟議セシムル等、慎重ナ取扱ヲ致サセタイ考ヘデゴザイマス

○古屋委員長 只今ノ内務大臣ノ御答辯ニ依ツテ、委員會ニ於テ十分ニ論議セラレタコトガ大イニ明カニナリマシタ、此ノ以上質疑ヲスルノ必要ハナイと思ヒマス、是ニテ質疑ハ終了致シマシタ(拍手)
是ヨリ市制中改正法律案、町村制中改正法律案、府縣制中改正法律案、北海道會法中改正法律案及ビ朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案五案ヲ一括議題トシテ討論ニ付シマス——佐藤君

○佐藤(洋)委員 私ハ本委員會ニ付託サレマシタル市制中改正法律案外四件ニ對シ、

衆議院市制中改正法律案外四件委員會議錄第三回中正誤

頁 段 行 誤 正
一三 四 二八 知事 部長
〃 〃 一七 成立シテ居リ 成立シマシテ
一四 一三四 市長 區長